

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																							
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																									
区 分	観 音 寺 市	大 野 原 町	豊 浜 町																																							
廃棄物の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>処理区分</th> <th>単 位</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">家庭系一般廃棄物</td> <td rowspan="3">処分</td> <td>最大積載量0.35トン以下の車両による搬入</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事業系一般廃棄物</td> <td rowspan="3">処分</td> <td>最大積載量0.35トン以下の車両による搬入</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>特定家庭用機器廃棄物</td> <td>運搬</td> <td>1台につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	処理区分	単 位	手数料	家庭系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	200円	最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入	400円	最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入	600円	事業系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	1,000円	最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入	2,000円	最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入	3,000円	特定家庭用機器廃棄物	運搬	1台につき	2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>手 数 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家庭系一般廃棄物</td> <td>200キログラムまで 500円</td> </tr> <tr> <td>100キログラム増すごとに 200円</td> </tr> <tr> <td>特定家庭用機器廃棄物</td> <td>1台につき 2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	手 数 料	家庭系一般廃棄物	200キログラムまで 500円	100キログラム増すごとに 200円	特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の名称</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定家庭用機器廃棄物</td> <td>家電リサイクル法に係る運搬料</td> <td>1件につき</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料の名称	手数料の額		特定家庭用機器廃棄物	家電リサイクル法に係る運搬料	1件につき	2,000円
種別	処理区分	単 位	手数料																																							
家庭系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	200円																																							
		最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入	400円																																							
		最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入	600円																																							
事業系一般廃棄物	処分	最大積載量0.35トン以下の車両による搬入	1,000円																																							
		最大積載量0.35トンを超え1トン以下の車両による搬入	2,000円																																							
		最大積載量1トンを超え2トン以下の車両による搬入	3,000円																																							
特定家庭用機器廃棄物	運搬	1台につき	2,000円																																							
区 分	手 数 料																																									
家庭系一般廃棄物	200キログラムまで 500円																																									
	100キログラム増すごとに 200円																																									
特定家庭用機器廃棄物	1台につき 2,000円																																									
区分	手数料の名称	手数料の額																																								
特定家庭用機器廃棄物	家電リサイクル法に係る運搬料	1件につき	2,000円																																							

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																																																																																
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																																																																																																																																		
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町																																																																																																																																																																
福祉施設	<p>観音寺市立老人憩の家使用料</p> <p>使用料金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 区分 種別</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時から12時まで</th> <th>1時から5時まで</th> <th>6時から10時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>1200円</td> <td>1600円</td> <td>2000円</td> <td>2500円</td> <td>3300円</td> <td>3900円</td> </tr> </tbody> </table>	時間 区分 種別	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	9時から12時まで	1時から5時まで	6時から10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大集会室	1200円	1600円	2000円	2500円	3300円	3900円	<p>大野原町総合福祉会館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> <th colspan="4">冷暖房料金</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">老人福祉センター</td> <td>集会室</td> <td>3時間以内</td> <td>3,000円(全室6,000円)</td> <td>3時間を超え1時間につき</td> <td>1,000円(全室2,000円)</td> <td>基本料金単位につき</td> <td>3,000円(全室3,000円)</td> <td>超過料金単位につき</td> <td>1,000円(全室1,000円)</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>"</td> <td>3,000円</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> <td>"</td> <td>3,000円</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>栄養指導室</td> <td>"</td> <td>2,000円</td> <td>"</td> <td>800円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>健康相談室</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生活相談室</td> <td>"</td> <td>1,000円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>研修室(1)</td> <td>"</td> <td>2,100円</td> <td>"</td> <td>840円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">コミュニティセンター</td> <td>研修室(2)</td> <td>"</td> <td>2,100円</td> <td>"</td> <td>840円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(1階)</td> <td>"</td> <td>1,050円</td> <td>"</td> <td>520円</td> <td>"</td> <td>200円</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>会議室(2階)</td> <td>"</td> <td>2,100円</td> <td>"</td> <td>840円</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>"</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>会議室(1階)</td> <td>"</td> <td>1,050円</td> <td>"</td> <td>520円</td> <td>"</td> <td>200円</td> <td>"</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	基本料金		超過料金		冷暖房料金				単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額	老人福祉センター	集会室	3時間以内	3,000円(全室6,000円)	3時間を超え1時間につき	1,000円(全室2,000円)	基本料金単位につき	3,000円(全室3,000円)	超過料金単位につき	1,000円(全室1,000円)	教養娯楽室	"	3,000円	"	1,000円	"	3,000円	"	1,000円	栄養指導室	"	2,000円	"	800円	"	500円	"	200円	健康相談室	"	1,000円	"	500円	"	200円	"	100円	生活相談室	"	1,000円	"	500円	"	200円	"	100円	研修室(1)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円	コミュニティセンター	研修室(2)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円	会議室(1階)	"	1,050円	"	520円	"	200円	"	100円	会議室(2階)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円	会議室(1階)	"	1,050円	"	520円	"	200円	"	100円	<p>豊浜町福祉会館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="3">区分</th> </tr> <tr> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター 集会室、娯楽室 談話室 3室</td> <td rowspan="2">9,000</td> <td rowspan="2">9,000</td> <td rowspan="2">17,000</td> </tr> <tr> <td>児童館 集会室、遊戯室 2室</td> </tr> <tr> <td>母子健康センター 会議室、講習室 2室</td> <td rowspan="3">6,500</td> <td rowspan="3">6,500</td> <td rowspan="3">9,000</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター 集会室</td> </tr> <tr> <td>児童館 集会室、遊戯室</td> </tr> <tr> <td>母子健康センター 会議室、講習室</td> <td rowspan="2">2,500</td> <td rowspan="2">2,500</td> <td rowspan="2">4,000</td> </tr> <tr> <td>老人福祉センター 娯楽室、談話室</td> </tr> <tr> <td>冷暖房使用料</td> <td>3,000</td> <td>3,000</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>入浴料金(1人)</td> <td colspan="3">230</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	区分			昼間	夜間	全日	老人福祉センター 集会室、娯楽室 談話室 3室	9,000	9,000	17,000	児童館 集会室、遊戯室 2室	母子健康センター 会議室、講習室 2室	6,500	6,500	9,000	老人福祉センター 集会室	児童館 集会室、遊戯室	母子健康センター 会議室、講習室	2,500	2,500	4,000	老人福祉センター 娯楽室、談話室	冷暖房使用料	3,000	3,000	7,000	入浴料金(1人)	230		
時間 区分 種別	午前		午後	夜間	昼間	昼夜間	全日																																																																																																																																																												
	9時から12時まで	1時から5時まで	6時から10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																																																													
大集会室	1200円	1600円	2000円	2500円	3300円	3900円																																																																																																																																																													
施設名	基本料金		超過料金		冷暖房料金																																																																																																																																																														
	単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額																																																																																																																																																											
老人福祉センター	集会室	3時間以内	3,000円(全室6,000円)	3時間を超え1時間につき	1,000円(全室2,000円)	基本料金単位につき	3,000円(全室3,000円)	超過料金単位につき	1,000円(全室1,000円)																																																																																																																																																										
	教養娯楽室	"	3,000円	"	1,000円	"	3,000円	"	1,000円																																																																																																																																																										
	栄養指導室	"	2,000円	"	800円	"	500円	"	200円																																																																																																																																																										
	健康相談室	"	1,000円	"	500円	"	200円	"	100円																																																																																																																																																										
	生活相談室	"	1,000円	"	500円	"	200円	"	100円																																																																																																																																																										
	研修室(1)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円																																																																																																																																																										
コミュニティセンター	研修室(2)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円																																																																																																																																																										
	会議室(1階)	"	1,050円	"	520円	"	200円	"	100円																																																																																																																																																										
	会議室(2階)	"	2,100円	"	840円	"	500円	"	200円																																																																																																																																																										
	会議室(1階)	"	1,050円	"	520円	"	200円	"	100円																																																																																																																																																										
施設区分	区分																																																																																																																																																																		
	昼間	夜間	全日																																																																																																																																																																
老人福祉センター 集会室、娯楽室 談話室 3室	9,000	9,000	17,000																																																																																																																																																																
児童館 集会室、遊戯室 2室																																																																																																																																																																			
母子健康センター 会議室、講習室 2室	6,500	6,500	9,000																																																																																																																																																																
老人福祉センター 集会室																																																																																																																																																																			
児童館 集会室、遊戯室																																																																																																																																																																			
母子健康センター 会議室、講習室	2,500	2,500	4,000																																																																																																																																																																
老人福祉センター 娯楽室、談話室																																																																																																																																																																			
冷暖房使用料	3,000	3,000	7,000																																																																																																																																																																
入浴料金(1人)	230																																																																																																																																																																		

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																																											
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																																																																																													
区分	観音寺市			大野原町		豊浜町																																																																																																																								
保育所保育料	<p>保育料徴収金額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td colspan="3">円 0</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td></td> <td>市町村民税課税世帯</td> <td>18,000</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td></td> <td>64,000円未満</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td></td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>44,500</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>第6</td> <td></td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>50,000</td> <td>34,000</td> </tr> <tr> <td>第7</td> <td></td> <td>408,000円以上</td> <td>52,000</td> <td>34,000</td> </tr> </tbody> </table>			各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0			第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000	第3		市町村民税課税世帯	18,000	16,000	第4		64,000円未満	30,000	27,000	第5		64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000	第6		160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000	第7		408,000円以上	52,000	34,000	<p>保育料徴収金額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">各月初日の在籍保育実施児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th>定義</th> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)</td> <td>円 0</td> <td>円 0</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第1階層及び第5～第9階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>所得割の額のある世帯</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>13,600円未満</td> <td>26,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>13,600円以上 64,000円未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td></td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>44,500</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td></td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>49,000</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td></td> <td>408,000円以上</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table>		各月初日の在籍保育実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金額		階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	2	第1階層及び第5～第9階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000	3		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	16,000	4		所得割の額のある世帯	18,000	5		13,600円未満	26,000	6		13,600円以上 64,000円未満	30,000	7		64,000円以上 160,000円未満	44,500	8		160,000円以上 408,000円未満	49,000	9		408,000円以上	50,000	<p>保育料徴収金額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th rowspan="2">定義</th> <th colspan="2">徴収金額</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td rowspan="2">前年度の町 村民税額</td> <td>非課税世帯</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>課税世帯</td> <td>17,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="4">前年の所得 税額</td> <td>64,000円未満</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>64,000円以上 160,000円未満</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>160,000円以上 408,000円未満</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>408,000円以上</td> <td>47,000円</td> </tr> </tbody> </table>		階層区分	定義	徴収金額		3歳未満児	3歳以上児	1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	2	前年度の町 村民税額	非課税世帯	7,000円	3	課税世帯	17,000円	4	前年の所得 税額	64,000円未満	29,000円	5	64,000円以上 160,000円未満	43,000円	6	160,000円以上 408,000円未満	45,000円	7	408,000円以上	47,000円
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)																																																																																																																												
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児																																																																																																																										
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	円 0																																																																																																																												
第2	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	7,000	5,000																																																																																																																										
第3		市町村民税課税世帯	18,000	16,000																																																																																																																										
第4		64,000円未満	30,000	27,000																																																																																																																										
第5		64,000円以上 160,000円未満	44,500	34,000																																																																																																																										
第6		160,000円以上 408,000円未満	50,000	34,000																																																																																																																										
第7		408,000円以上	52,000	34,000																																																																																																																										
各月初日の在籍保育実施児童の属する世帯の階層区分		徴収金額																																																																																																																												
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																																																																											
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0																																																																																																																											
2	第1階層及び第5～第9階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000	5,000																																																																																																																											
3		均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	16,000																																																																																																																											
4		所得割の額のある世帯	18,000																																																																																																																											
5		13,600円未満	26,000																																																																																																																											
6		13,600円以上 64,000円未満	30,000																																																																																																																											
7		64,000円以上 160,000円未満	44,500																																																																																																																											
8		160,000円以上 408,000円未満	49,000																																																																																																																											
9		408,000円以上	50,000																																																																																																																											
階層区分	定義	徴収金額																																																																																																																												
		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																											
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円																																																																																																																											
2	前年度の町 村民税額	非課税世帯	7,000円																																																																																																																											
3		課税世帯	17,000円																																																																																																																											
4	前年の所得 税額	64,000円未満	29,000円																																																																																																																											
5		64,000円以上 160,000円未満	43,000円																																																																																																																											
6		160,000円以上 408,000円未満	45,000円																																																																																																																											
7		408,000円以上	47,000円																																																																																																																											

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
漁港施設	<table border="1"> <tr><td colspan="5">1 漁港施設使用料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">けい留施設岸壁、さん橋</td><td>定期運行の船舶のけい留1けい留まで</td><td>総トン数1トンにつき</td><td>日額1円58銭</td><td></td></tr> <tr><td>定期運行以外の船舶のけい留1けい留(24時間)までごとに</td><td>総トン数1トンにつき</td><td>日額3円16銭</td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">2 漁港施設の占用料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">電柱類</td><td>木柱、鉄柱、コンクリート柱</td><td>1か年1本につき</td><td>710円</td><td></td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>1か年1平方メートルにつき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">地下埋設物</td><td>口径0.2メートル未満</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>50円</td><td></td></tr> <tr><td>口径0.2メートル以上0.4メートル未満</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>100円</td><td></td></tr> <tr><td>口径0.4メートル以上</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>260円</td><td></td></tr> <tr><td>口径1メートル以上</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td>架空管</td><td></td><td>1か年1メートルにつき</td><td>地下埋設物に同じ</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">広告類</td><td>標識</td><td>1か年1本につき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td>看板・広告板</td><td>1か年表示面積1平方メートルにつき</td><td>2,600円</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr><td colspan="5">1 土砂採取料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">土砂採取料</td><td>土砂</td><td>1立方メートルにつき</td><td>75円</td><td></td></tr> <tr><td>砂利</td><td>1立方メートルにつき</td><td>100円</td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">2 占用料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">電柱類</td><td>木柱、鉄柱、コンクリート柱</td><td>1か年1本につき</td><td>710円</td><td></td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>1か年1平方メートルにつき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="4">地下埋設物</td><td>口径0.2メートル未満</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>50円</td><td></td></tr> <tr><td>口径0.2メートル以上</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>100円</td><td></td></tr> <tr><td>口径0.4メートル以上</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>260円</td><td></td></tr> <tr><td>口径1メートル以上</td><td>1か年1メートルにつき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td>架空管</td><td></td><td>1か年1メートルにつき</td><td>地下埋設物に同じ</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="2">広告類</td><td>標識</td><td>1か年1本につき</td><td>520円</td><td></td></tr> <tr><td>看板・広告板</td><td>1か年表示面積1平方メートルにつき</td><td>2,600円</td><td></td></tr> </table>	1 漁港施設使用料					種別	区分	単位	金額	備考	けい留施設岸壁、さん橋	定期運行の船舶のけい留1けい留まで	総トン数1トンにつき	日額1円58銭		定期運行以外の船舶のけい留1けい留(24時間)までごとに	総トン数1トンにつき	日額3円16銭		2 漁港施設の占用料					種別	区分	単位	金額	備考	電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円		鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円		地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円		口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円		口径0.4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円		口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円		架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ		広告類	標識	1か年1本につき	520円		看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円		1 土砂採取料					種別	区分	単位	金額	備考	土砂採取料	土砂	1立方メートルにつき	75円		砂利	1立方メートルにつき	100円		2 占用料					種別	区分	単位	金額	備考	電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円		鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円		地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円		口径0.2メートル以上	1か年1メートルにつき	100円		口径0.4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円		口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円		架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ		広告類	標識	1か年1本につき	520円		看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円		<table border="1"> <tr><td colspan="5">漁港施設使用料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">土地利用料</td><td>1日</td><td>1平方メートルにつき</td><td>40円</td><td>初日の利用料は無料とする。</td></tr> <tr><td>継続使用15日を超えるものは超過日</td><td>1平方メートルにつき</td><td>60円</td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。</td></tr> <tr><td colspan="5">土砂採取料</td></tr> <tr><th>採取名</th><th>単位</th><th>採取料</th><th colspan="2">備考</th></tr> <tr><td>土砂等</td><td>1立方メートル</td><td>99円</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="5">漁港施設占用料</td></tr> <tr><th colspan="2">占用目的</th><th>単位</th><th>期間</th><th>占用料</th><th>備考</th></tr> <tr><td colspan="2">家屋類及びその附属地</td><td>1平方メートル</td><td>1月</td><td>20円</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">起重機</td><td>"</td><td>1月</td><td>40円</td><td>空間のみの場合は5割とする</td></tr> <tr><td colspan="2">管類埋設置</td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>30円</td><td>内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。</td></tr> <tr><td rowspan="3">電柱類</td><td>木柱</td><td>1本</td><td>1年</td><td>120円</td><td rowspan="3">支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。</td></tr> <tr><td>鉄柱及びコンクリート柱</td><td>"</td><td>1年</td><td>140円</td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>"</td><td>1年</td><td>200円</td></tr> <tr><td colspan="2">架空管</td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>25円</td><td>口径10センチメートル以上は2倍とする</td></tr> <tr><td rowspan="3">広告類</td><td>標識類</td><td>1本</td><td>1年</td><td>40円</td><td></td></tr> <tr><td>看板及び広告板</td><td>1枚</td><td>1年</td><td>480円</td><td>縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍</td></tr> <tr><td>その他工作物</td><td>1平方メートル</td><td>1月</td><td>15円</td><td></td></tr> </table>	漁港施設使用料					種別	区分	単位	金額	備考	土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。	継続使用15日を超えるものは超過日	1平方メートルにつき	60円		備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。					土砂採取料					採取名	単位	採取料	備考		土砂等	1立方メートル	99円			漁港施設占用料					占用目的		単位	期間	占用料	備考	家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円		起重機		"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする	管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。	電柱類	木柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。	鉄柱及びコンクリート柱	"	1年	140円	鉄塔	"	1年	200円	架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする	広告類	標識類	1本	1年	40円		看板及び広告板	1枚	1年	480円	縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍	その他工作物	1平方メートル	1月	15円		<table border="1"> <tr><td colspan="5">漁港施設使用料</td></tr> <tr><th>種別</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr> <tr><td rowspan="2">土地利用料</td><td>1日</td><td>1平方メートルにつき</td><td>40円</td><td>初日の利用料は無料とする。</td></tr> <tr><td>継続使用15日を超えるものは超過日数1日</td><td>1平方メートルにつき</td><td>60円</td><td></td></tr> <tr><td colspan="5">備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。</td></tr> <tr><td colspan="5">漁港施設占用料</td></tr> <tr><th colspan="2">占用目的</th><th>単位</th><th>期間</th><th>占用料</th><th>備考</th></tr> <tr><td colspan="2">家屋類及びその附属地</td><td>1平方メートル</td><td>1月</td><td>20円</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2">起重機</td><td>"</td><td>1月</td><td>40円</td><td>空間のみの場合は5割とする</td></tr> <tr><td colspan="2">管類埋設置</td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>30円</td><td>内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。</td></tr> <tr><td rowspan="3">電柱類</td><td>木柱</td><td>1本</td><td>1年</td><td>120円</td><td rowspan="3">支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。</td></tr> <tr><td>鉄柱及びコンクリート柱</td><td>"</td><td>1年</td><td>140円</td></tr> <tr><td>鉄塔</td><td>"</td><td>1年</td><td>200円</td></tr> <tr><td colspan="2">架空管</td><td>1メートル</td><td>1年</td><td>25円</td><td>口径10センチメートル以上は2倍とする</td></tr> <tr><td rowspan="3">広告類</td><td>標識類</td><td>1本</td><td>1年</td><td>40円</td><td></td></tr> <tr><td>看板及び広告板</td><td>縦1メートル横70センチ</td><td>1年</td><td>480円</td><td></td></tr> <tr><td>その他工作物</td><td></td><td>1月</td><td>15円</td><td></td></tr> </table>	漁港施設使用料					種別	区分	単位	金額	備考	土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円		備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。					漁港施設占用料					占用目的		単位	期間	占用料	備考	家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円		起重機		"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする	管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。	電柱類	木柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。	鉄柱及びコンクリート柱	"	1年	140円	鉄塔	"	1年	200円	架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする	広告類	標識類	1本	1年	40円		看板及び広告板	縦1メートル横70センチ	1年	480円		その他工作物		1月	15円	
1 漁港施設使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
けい留施設岸壁、さん橋	定期運行の船舶のけい留1けい留まで	総トン数1トンにつき	日額1円58銭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	定期運行以外の船舶のけい留1けい留(24時間)までごとに	総トン数1トンにつき	日額3円16銭																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2 漁港施設の占用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径0.2メートル以上0.4メートル未満	1か年1メートルにつき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径0.4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
広告類	標識	1か年1本につき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1 土砂採取料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土砂採取料	土砂	1立方メートルにつき	75円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	砂利	1立方メートルにつき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
2 占用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
電柱類	木柱、鉄柱、コンクリート柱	1か年1本につき	710円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	鉄塔	1か年1平方メートルにつき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
地下埋設物	口径0.2メートル未満	1か年1メートルにつき	50円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径0.2メートル以上	1か年1メートルにつき	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径0.4メートル以上	1か年1メートルにつき	260円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	口径1メートル以上	1か年1メートルにつき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
架空管		1か年1メートルにつき	地下埋設物に同じ																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
広告類	標識	1か年1本につき	520円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	看板・広告板	1か年表示面積1平方メートルにつき	2,600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
漁港施設使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	継続使用15日を超えるものは超過日	1平方メートルにつき	60円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
土砂採取料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
採取名	単位	採取料	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
土砂等	1立方メートル	99円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
漁港施設占用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
占用目的		単位	期間	占用料	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
起重機		"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
電柱類	木柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	鉄柱及びコンクリート柱	"	1年	140円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	鉄塔	"	1年	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
広告類	標識類	1本	1年	40円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	看板及び広告板	1枚	1年	480円	縦1メートル以上又は横1メートル以上のものは2倍																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	その他工作物	1平方メートル	1月	15円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
漁港施設使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種別	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土地利用料	1日	1平方メートルにつき	40円	初日の利用料は無料とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	継続使用15日を超えるものは超過日数1日	1平方メートルにつき	60円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
備考 利用が1日に満たない場合は1日とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
漁港施設占用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
占用目的		単位	期間	占用料	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
家屋類及びその附属地		1平方メートル	1月	20円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
起重機		"	1月	40円	空間のみの場合は5割とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
管類埋設置		1メートル	1年	30円	内径10センチメートルを超えるものは2倍とする。内径50センチメートルを超えるものは3倍とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
電柱類	木柱	1本	1年	120円	支柱支線は本柱1本とする。H型は本柱2本とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	鉄柱及びコンクリート柱	"	1年	140円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	鉄塔	"	1年	200円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
架空管		1メートル	1年	25円	口径10センチメートル以上は2倍とする																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
広告類	標識類	1本	1年	40円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	看板及び広告板	縦1メートル横70センチ	1年	480円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他工作物		1月	15円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																		
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																																																																				
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町																																																																																																		
農林・商工観光施設		<p>萩の湯使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>500 (1人1回につき)</td> <td>12歳以上、70歳未満</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>300 (1人1回につき)</td> <td>3歳以上12歳未満、3歳未満は無料</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>町内者 200 町外者 300 (1人1回につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>身障者</td> <td>300 (1人1回につき)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>全使用者</td> <td>50,000 (1人1年間につき) 30,000 (1人1年間につき)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料	備考	大人	500 (1人1回につき)	12歳以上、70歳未満	子供	300 (1人1回につき)	3歳以上12歳未満、3歳未満は無料	70歳以上	町内者 200 町外者 300 (1人1回につき)		身障者	300 (1人1回につき)		全使用者	50,000 (1人1年間につき) 30,000 (1人1年間につき)		<p>豊浜町営多目的集会施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="4">区分</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>全日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">豊浜南部集会所</td> <td>全施設</td> <td>6,000 (2,000)</td> <td>6,000 (2,000)</td> <td>10,000 (3,000)</td> <td>6,000 (2,000)</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,000 (2,000)</td> <td>2,000 (2,000)</td> <td>3,000 (3,000)</td> <td>2,000 (2,000)</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第4集会室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第3・4集会室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">豊浜西部集会所</td> <td>全施設</td> <td>5,000 (2,000)</td> <td>5,000 (2,000)</td> <td>8,000 (3,000)</td> <td>5,000 (2,000)</td> </tr> <tr> <td>第1集会室</td> <td>2,000 (1,000)</td> <td>2,000 (1,000)</td> <td>3,000 (2,000)</td> <td>2,000 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>1,000 (1,000)</td> <td>1,000 (1,000)</td> <td>2,000 (2,000)</td> <td>1,000 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第1・2集会室</td> <td>3,000 (2,000)</td> <td>3,000 (2,000)</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td>3,000 (2,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：( )書きは冷暖房使用加算料金とする。</p> <p>豊浜町農業集落排水処理施設使用料</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>2人以下</th> <th>3~4人</th> <th>5~6人</th> <th>7~9人</th> <th>10~19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料(月額)</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> <td>4,000円</td> <td>7,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 世帯員数は住民基本台帳による人員数と流入人口とする。</p>	施設区分	区分				午前	午後	全日	夜間	豊浜南部集会所	全施設	6,000 (2,000)	6,000 (2,000)	10,000 (3,000)	6,000 (2,000)	第1集会室	2,000 (2,000)	2,000 (2,000)	3,000 (3,000)	2,000 (2,000)	第2集会室	1,000	1,000	2,000	1,000	第3集会室	1,000	1,000	2,000	1,000	第4集会室	1,000	1,000	2,000	1,000	第3・4集会室	2,000	2,000	4,000	2,000	豊浜西部集会所	全施設	5,000 (2,000)	5,000 (2,000)	8,000 (3,000)	5,000 (2,000)	第1集会室	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	3,000 (2,000)	2,000 (1,000)	第2集会室	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)	2,000 (2,000)	1,000 (1,000)	第3集会室	1,000	1,000	2,000	1,000	第1・2集会室	3,000 (2,000)	3,000 (2,000)	5,000 (3,000)	3,000 (2,000)	人員	2人以下	3~4人	5~6人	7~9人	10~19人	20人以上	使用料(月額)	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	7,000円	10,000円
使用区分	使用料	備考																																																																																																			
大人	500 (1人1回につき)	12歳以上、70歳未満																																																																																																			
子供	300 (1人1回につき)	3歳以上12歳未満、3歳未満は無料																																																																																																			
70歳以上	町内者 200 町外者 300 (1人1回につき)																																																																																																				
身障者	300 (1人1回につき)																																																																																																				
全使用者	50,000 (1人1年間につき) 30,000 (1人1年間につき)																																																																																																				
施設区分	区分																																																																																																				
	午前	午後	全日	夜間																																																																																																	
豊浜南部集会所	全施設	6,000 (2,000)	6,000 (2,000)	10,000 (3,000)	6,000 (2,000)																																																																																																
	第1集会室	2,000 (2,000)	2,000 (2,000)	3,000 (3,000)	2,000 (2,000)																																																																																																
	第2集会室	1,000	1,000	2,000	1,000																																																																																																
	第3集会室	1,000	1,000	2,000	1,000																																																																																																
	第4集会室	1,000	1,000	2,000	1,000																																																																																																
	第3・4集会室	2,000	2,000	4,000	2,000																																																																																																
豊浜西部集会所	全施設	5,000 (2,000)	5,000 (2,000)	8,000 (3,000)	5,000 (2,000)																																																																																																
	第1集会室	2,000 (1,000)	2,000 (1,000)	3,000 (2,000)	2,000 (1,000)																																																																																																
	第2集会室	1,000 (1,000)	1,000 (1,000)	2,000 (2,000)	1,000 (1,000)																																																																																																
	第3集会室	1,000	1,000	2,000	1,000																																																																																																
	第1・2集会室	3,000 (2,000)	3,000 (2,000)	5,000 (3,000)	3,000 (2,000)																																																																																																
人員	2人以下	3~4人	5~6人	7~9人	10~19人	20人以上																																																																																															
使用料(月額)	2,500円	3,000円	3,500円	4,000円	7,000円	10,000円																																																																																															

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																																																																																		
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。</p>																																																																																																																																																																				
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町																																																																																																																																																																
公民館使用料	<p>観音寺市中央公民館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階別</th> <th rowspan="2">室名</th> <th colspan="2">使用時間</th> <th rowspan="2">夜間 6時から10時まで</th> <th rowspan="2">昼間 午前9時から午後5時まで</th> <th rowspan="2">昼夜間 午後1時から午後10時まで</th> <th rowspan="2">全日 午前9時から午後10時まで</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>午前 9時から12時まで</th> <th>午後 1時から5時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1階</td> <td>第1講義室</td> <td>円 600</td> <td>円 700</td> <td>円 800</td> <td>円 1,100</td> <td>円 1,300</td> <td>円 1,900</td> <td>和室 45人</td> </tr> <tr> <td>実験実習室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,900</td> <td>25人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2階</td> <td>第2講義室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,900</td> <td>洋室 30人</td> </tr> <tr> <td>図書室 (第3講義室)</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,900</td> <td>洋室 30人</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,900</td> <td>洋室 50人</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,300</td> <td>1,900</td> <td>洋室 15人</td> </tr> </tbody> </table>		階別	室名	使用時間		夜間 6時から10時まで	昼間 午前9時から午後5時まで	昼夜間 午後1時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	備考	午前 9時から12時まで	午後 1時から5時まで	1階	第1講義室	円 600	円 700	円 800	円 1,100	円 1,300	円 1,900	和室 45人	実験実習室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	25人	2階	第2講義室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人	図書室 (第3講義室)	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人	視聴覚室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 50人	会議室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 15人	<p>大野原町公民館使用料 使用料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">大野原町中央公民館</td> <td>大ホール</td> <td>970 (240)</td> <td>1,620 (400)</td> <td>1,620 (400)</td> <td>4,210 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>第一会議室</td> <td>250 (100)</td> <td>420 (170)</td> <td>420 (170)</td> <td>1,090 (400)</td> </tr> <tr> <td>第二会議室</td> <td>150 (100)</td> <td>260 (170)</td> <td>260 (170)</td> <td>670 (400)</td> </tr> <tr> <td>第三会議室</td> <td>250 (100)</td> <td>420 (170)</td> <td>420 (170)</td> <td>1,090 (400)</td> </tr> <tr> <td>工作室</td> <td>150 (100)</td> <td>260 (170)</td> <td>260 (170)</td> <td>670 (400)</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>250 (100)</td> <td>420 (170)</td> <td>420 (170)</td> <td>1,090 (400)</td> </tr> <tr> <td>萩原公民館 中姫公民館</td> <td>第一会議室</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二会議室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>五郷公民館</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,560</td> </tr> <tr> <td></td> <td>紀伊公民館</td> <td>360</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,560</td> </tr> </tbody> </table> <p>( )書は、冷暖房使用加算料金 単位:円</p>		名称	時間	午前	午後	夜間	全日	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大野原町中央公民館	大ホール	970 (240)	1,620 (400)	1,620 (400)	4,210 (1,000)	第一会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)	第二会議室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)	第三会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)	工作室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)	研修室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)	萩原公民館 中姫公民館	第一会議室	1,500	2,000	2,000	5,000		第二会議室	800	1,000	1,000	2,000		調理室	1,000	1,500	1,500	3,500		研修室	800	1,000	1,000	2,000		五郷公民館	360	600	600	1,560		紀伊公民館	360	600	600	1,560	<p>豊浜町立公民館使用料 1 使用料 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">豊浜町立中央公民館</td> <td>講義室</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td>8,000 (6,000)</td> </tr> <tr> <td>和室研修室</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td>5,000 (3,000)</td> <td>8,000 (6,000)</td> </tr> <tr> <td>講堂</td> <td>10,000 (5,000)</td> <td>10,000 (5,000)</td> <td>20,000 (7,000)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、町民以外の利用者は本表の5割増とする。 備付けの映写機を使用する場合は、使用1回につき3,000円を加算する。</p> <p>2 使用料を徴収しないもの (1) 役場 (2) 学校 (3) 教育委員会 (4) 公民館 (5) 婦人会 (6) 青年団 (7) 消防団 (8) 福祉団体</p> <p>3 使用料を半額するもの (1) 農業協同組合 (2) その他各種の産業経済に関する組合及び団体が主催して使用するもの</p> <p>4 使用時間 午前9時から午後10時</p>		施設区分	区分	昼間	夜間	全日				豊浜町立中央公民館	講義室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)	和室研修室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)	講堂	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	20,000 (7,000)
階別	室名	使用時間			夜間 6時から10時まで	昼間 午前9時から午後5時まで						昼夜間 午後1時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで		備考																																																																																																																																																						
		午前 9時から12時まで	午後 1時から5時まで																																																																																																																																																																		
1階	第1講義室	円 600	円 700	円 800	円 1,100	円 1,300	円 1,900	和室 45人																																																																																																																																																													
	実験実習室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	25人																																																																																																																																																													
2階	第2講義室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人																																																																																																																																																													
	図書室 (第3講義室)	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 30人																																																																																																																																																													
	視聴覚室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 50人																																																																																																																																																													
	会議室	600	700	800	1,100	1,300	1,900	洋室 15人																																																																																																																																																													
名称	時間	午前	午後	夜間	全日																																																																																																																																																																
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																																																																
大野原町中央公民館	大ホール	970 (240)	1,620 (400)	1,620 (400)	4,210 (1,000)																																																																																																																																																																
	第一会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)																																																																																																																																																																
	第二会議室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)																																																																																																																																																																
	第三会議室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)																																																																																																																																																																
	工作室	150 (100)	260 (170)	260 (170)	670 (400)																																																																																																																																																																
	研修室	250 (100)	420 (170)	420 (170)	1,090 (400)																																																																																																																																																																
	萩原公民館 中姫公民館	第一会議室	1,500	2,000	2,000	5,000																																																																																																																																																															
	第二会議室	800	1,000	1,000	2,000																																																																																																																																																																
	調理室	1,000	1,500	1,500	3,500																																																																																																																																																																
	研修室	800	1,000	1,000	2,000																																																																																																																																																																
	五郷公民館	360	600	600	1,560																																																																																																																																																																
	紀伊公民館	360	600	600	1,560																																																																																																																																																																
施設区分	区分	昼間	夜間	全日																																																																																																																																																																	
豊浜町立中央公民館	講義室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)																																																																																																																																																																	
	和室研修室	5,000 (3,000)	5,000 (3,000)	8,000 (6,000)																																																																																																																																																																	
	講堂	10,000 (5,000)	10,000 (5,000)	20,000 (7,000)																																																																																																																																																																	

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
区分	観音寺市		大野原町	豊浜町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
体育施設使用料	<p>観音寺市立総合体育使用料</p> <p>1 競技場(アリーナ)・付属施設を使用する場合 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間区分</th> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~21:00</th> <th>8:30~17:00</th> <th>13:00~21:00</th> <th>8:30~21:00</th> <th>8:30~21:00に使用する場合1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">占用使用</td> <td>アマチュアスポーツに使用する場合</td> <td>無料入場</td> <td>4,100</td> <td>6,100</td> <td>9,200</td> <td>10,200</td> <td>15,300</td> <td>19,400</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>有料入場</td> <td>12,200</td> <td>18,400</td> <td>27,500</td> <td>30,600</td> <td>45,900</td> <td>58,100</td> <td>9,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">部分使用</td> <td>アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合</td> <td>無料入場</td> <td>15,300</td> <td>20,400</td> <td>30,600</td> <td>35,700</td> <td>51,000</td> <td>66,300</td> <td>10,200</td> </tr> <tr> <td>有料入場</td> <td>76,500</td> <td>102,000</td> <td>153,000</td> <td>178,500</td> <td>255,000</td> <td>331,500</td> <td>51,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>床面の3分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の33を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30~17:00 1時間当たり 600円 18:00~21:00 1時間当たり 100円 21:00~ 1時間当たり 100円</p> <p>床面の3分の1を越え2分の1以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の50を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30~17:00 1時間当たり 800円 18:00~21:00 1時間当たり 600円 21:00~ 1時間当たり 600円</p> <p>床面の2分の1を越え3分の2以下を使用する場合 全面使用の場合について定められた使用区分に応ずる使用料の額に100分の66を乗じて得た額(100円未満の端数は切り捨てる。) 1時間を単位として使用する場合 8:30~17:00 1時間当たり 100円 18:00~21:00 1時間当たり 200円 21:00~ 1時間当たり 200円</p> <p>個人での競技場 トレーニングルーム 原則として個人使用は行わない。 1人1回につき200円 回数券(11枚綴り) 2,000円</p> <p>会議室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間区分</th> <th>8:30~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~21:00</th> <th>8:30~17:00</th> <th>13:00~21:00</th> <th>8:30~21:00</th> <th>8:30~21:00に使用する場合1時間当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,100</td> <td>1,400</td> <td>1,900</td> <td>2,500</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 付属施設・設備器具を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分名</th> <th>単 位</th> <th>使 用 料</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別室</td> <td>1回</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動移動椅</td> <td>1回</td> <td>30,000円</td> <td>348席</td> </tr> <tr> <td>冷暖房施設(アリーナ)(会議室)</td> <td>1時間当たり</td> <td>12,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ステージ</td> <td>1回</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電光掲示板</td> <td>1回</td> <td>2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シャワー</td> <td>1人1回</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		使用時間区分	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00に使用する場合1時間当たり	使用区分								占用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	無料入場	4,100	6,100	9,200	10,200	15,300	19,400	3,000	有料入場	12,200	18,400	27,500	30,600	45,900	58,100	9,100	部分使用	アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合	無料入場	15,300	20,400	30,600	35,700	51,000	66,300	10,200	有料入場	76,500	102,000	153,000	178,500	255,000	331,500	51,000	使用時間区分	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00に使用する場合1時間当たり	使用料	600	800	1,100	1,400	1,900	2,500	300	使用区分名	単 位	使 用 料	備 考	特別室	1回	1,000円		電動移動椅	1回	30,000円	348席	冷暖房施設(アリーナ)(会議室)	1時間当たり	12,000円		ステージ	1回	3,000円		電光掲示板	1回	2,000円		シャワー	1人1回	100円		<p>大野原町農業者トレーニングセンター使用料</p> <p>1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>8,400円</td> <td>8,400円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,570円</td> <td>1,570円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">バレーコート1面(1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td colspan="2">250円</td> </tr> </tbody> </table> <p>大野原町テニスコート使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">コ ー ト 料</th> <th colspan="2">照 明 料</th> </tr> <tr> <th>平 日</th> <th>土・日・祝・祭日</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内者</td> <td>1コート(1時間以内)</td> <td>310円</td> <td>1コート(1時間以内)</td> <td>520円</td> <td>1コート(1時間以内)</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>町外者</td> <td>1コート(1時間以内)</td> <td>520円</td> <td>1コート(1時間以内)</td> <td>1,050円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大野原町多目的広場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">大野原町多目的広場使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="5">広 場 全 面</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">町内者</th> <th>一般</th> <th>生徒・児童(小・中・高校生)</th> <th>午前半日</th> <th>午後半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町外者</td> <td>2,300</td> <td>1,150</td> <td>2,720</td> <td>1,350</td> <td>5,030</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>730</td> </tr> </tbody> </table> <p>大野原町多目的広場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">大野原町多目的広場使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="5">ソフ ト ボ ール 場</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">町内者</th> <th>一般</th> <th>生徒・児童(小・中・高校生)</th> <th>午前半日</th> <th>午後半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町外者</td> <td>1,050</td> <td>520</td> <td>1,250</td> <td>620</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>大野原町多目的広場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">大野原町多目的広場使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="5">野 球 場</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">町内者</th> <th>一般</th> <th>生徒・児童(小・中・高校生)</th> <th>午前半日</th> <th>午後半日</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町外者</td> <td>1,250</td> <td>620</td> <td>1,460</td> <td>730</td> <td>2,720</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>410</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	使 用 料			午前	午後	夜間	ホール	8,400円	8,400円	10,500円	研修室	1,570円	1,570円	2,100円	区 分	使 用 料		バレーコート1面(1時間)		ホール	250円			コ ー ト 料				照 明 料		平 日	土・日・祝・祭日	単 位	金 額	単 位	金 額	町内者	1コート(1時間以内)	310円	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	500円	町外者	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	1,050円				大野原町多目的広場使用料					広 場 全 面					町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日	町外者	2,300	1,150	2,720	1,350	5,030						730		大野原町多目的広場使用料					ソフ ト ボ ール 場					町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日	町外者	1,050	520	1,250	620	2,300						300		大野原町多目的広場使用料					野 球 場					町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日	町外者	1,250	620	1,460	730	2,720						410	<p>豊浜町民体育館使用料</p> <p>使用料</p> <p>昼間 2,500円 夜間 3,000円</p> <p>ただし、スポーツ練習については1回1団体500円</p> <p>豊浜町民運動場使用料</p> <p>野球場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">全日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>8時30分~12時</th> <th>0時~6時</th> <th>8時30分~6時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午前8時30分~午後6時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午後6時~10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュアスポーツに使用</td> <td>1,000</td> <td>1,500</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>その他集會に使用</td> <td>2,000</td> <td>3,000</td> <td>5,000</td> <td>2,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 町内団体(使用者が本町住民又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう。) 以外の使用料は倍額とする。 2 照明施設を使用する場合は、別表2の料金を加算する。</p> <p>野球場照明施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">アマチュアスポーツに使用</th> <th colspan="2">その他集會に使用</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間当たり</td> <td>1500円</td> <td>3000円</td> <td>3000円</td> <td>6000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 (町内)とは、使用者が本町住民、又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう、(町外)とは、それ以外の使用者をいう。</p> <p>南部広場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">アマチュアスポーツに使用</th> <th colspan="2">その他集會に使用</th> </tr> <tr> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>町内</th> <th>町外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間当たり</td> <td>150円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 (町内)とは、使用者が本町住民、又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう、(町外)とは、それ以外の使用者をいう。</p> <p>野球場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">午前</th> <th colspan="2">午後</th> <th colspan="2">全日</th> <th colspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <th>8時30分~12時</th> <th>0時~6時</th> <th>8時30分~6時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午前8時30分~午後6時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午後6時~10時</th> <th>午後6時~10時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アマチュアスポーツに使用</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> <td>7,000</td> <td>5,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>14,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>その他集會に使用</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>14,000</td> <td>10,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 町内団体(使用者が本町住民又は本町所在企業を主体とするチーム等をいう。) 以外の使用料は倍額とする。</p>	区 分	午前		午後		全日		夜間		8時30分~12時	0時~6時	8時30分~6時	午後6時~10時	午前8時30分~午後6時	午後6時~10時	午後6時~10時	午後6時~10時	アマチュアスポーツに使用	1,000	1,500	2,000	1,000	2,000	3,000	5,000	2,000	その他集會に使用	2,000	3,000	5,000	2,000					区 分	アマチュアスポーツに使用		その他集會に使用		町内	町外	町内	町外	1時間当たり	1500円	3000円	3000円	6000円	区 分	アマチュアスポーツに使用		その他集會に使用		町内	町外	町内	町外	1時間当たり	150円	300円	300円	600円	区 分	午前		午後		全日		夜間		8時30分~12時	0時~6時	8時30分~6時	午後6時~10時	午前8時30分~午後6時	午後6時~10時	午後6時~10時	午後6時~10時	アマチュアスポーツに使用	5,000	5,000	7,000	5,000	10,000	10,000	14,000	10,000	その他集會に使用	10,000	10,000	14,000	10,000				
使用時間区分	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00に使用する場合1時間当たり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
使用区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
占用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	無料入場	4,100	6,100	9,200	10,200	15,300	19,400	3,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	有料入場	12,200	18,400	27,500	30,600	45,900	58,100	9,100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
部分使用	アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合	無料入場	15,300	20,400	30,600	35,700	51,000	66,300	10,200																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	有料入場	76,500	102,000	153,000	178,500	255,000	331,500	51,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
使用時間区分	8:30~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	8:30~17:00	13:00~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00に使用する場合1時間当たり																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
使用料	600	800	1,100	1,400	1,900	2,500	300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
使用区分名	単 位	使 用 料	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
特別室	1回	1,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電動移動椅	1回	30,000円	348席																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
冷暖房施設(アリーナ)(会議室)	1時間当たり	12,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ステージ	1回	3,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
電光掲示板	1回	2,000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
シャワー	1人1回	100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区 分	使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	午前	午後	夜間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
ホール	8,400円	8,400円	10,500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
研修室	1,570円	1,570円	2,100円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
区 分	使 用 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	バレーコート1面(1時間)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ホール	250円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	コ ー ト 料				照 明 料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	平 日	土・日・祝・祭日	単 位	金 額	単 位	金 額																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
町内者	1コート(1時間以内)	310円	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	500円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
町外者	1コート(1時間以内)	520円	1コート(1時間以内)	1,050円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	大野原町多目的広場使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	広 場 全 面																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外者	2,300	1,150	2,720	1,350	5,030																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					730																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大野原町多目的広場使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	ソフ ト ボ ール 場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外者	1,050	520	1,250	620	2,300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					300																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	大野原町多目的広場使用料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	野 球 場																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
町内者	一般	生徒・児童(小・中・高校生)	午前半日	午後半日	全日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	町外者	1,250	620	1,460	730	2,720																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					410																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
区 分	午前		午後		全日		夜間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8時30分~12時	0時~6時	8時30分~6時	午後6時~10時	午前8時30分~午後6時	午後6時~10時	午後6時~10時	午後6時~10時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
アマチュアスポーツに使用	1,000	1,500	2,000	1,000	2,000	3,000	5,000	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他集會に使用	2,000	3,000	5,000	2,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 分	アマチュアスポーツに使用		その他集會に使用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1時間当たり	1500円	3000円	3000円	6000円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 分	アマチュアスポーツに使用		その他集會に使用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	町内	町外	町内	町外																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1時間当たり	150円	300円	300円	600円																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区 分	午前		午後		全日		夜間																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	8時30分~12時	0時~6時	8時30分~6時	午後6時~10時	午前8時30分~午後6時	午後6時~10時	午後6時~10時	午後6時~10時																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
アマチュアスポーツに使用	5,000	5,000	7,000	5,000	10,000	10,000	14,000	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
その他集會に使用	10,000	10,000	14,000	10,000																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																													
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるように調整に努めるものとする。ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるように調整に努めるものとする。</p>																																																															
区分	観音寺市			大野原町																																																												
体育施設使用料	<p>観音寺市有明ふれあい海岸施設使用料 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">観音寺ファミリープール</td> <td rowspan="3">個人</td> <td rowspan="3">1人 1回</td> <td>大人</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>高校生・中学生</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>小人(4歳未満のものを除く)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体 (有料使用者25人以上に限る。)</td> <td rowspan="3">1人 1回</td> <td>大人</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>高校生・中学生</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>小人(4歳未満のものを除く)</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td colspan="4">温水シャワー 1回</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>観音寺ファミリーキャンプ場</td> <td>テント</td> <td>1回(24時間以内) 1張り当たり</td> <td></td> <td>1,500</td> </tr> </tbody> </table>			区別	種別	単位	使用区分	使用料	観音寺ファミリープール	個人	1人 1回	大人	500	高校生・中学生	400	小人(4歳未満のものを除く)	300	団体 (有料使用者25人以上に限る。)	1人 1回	大人	400	高校生・中学生	320	小人(4歳未満のものを除く)	240	温水シャワー 1回				100	観音寺ファミリーキャンプ場	テント	1回(24時間以内) 1張り当たり		1,500																													
区別	種別	単位	使用区分	使用料																																																												
観音寺ファミリープール	個人	1人 1回	大人	500																																																												
			高校生・中学生	400																																																												
			小人(4歳未満のものを除く)	300																																																												
	団体 (有料使用者25人以上に限る。)	1人 1回	大人	400																																																												
			高校生・中学生	320																																																												
			小人(4歳未満のものを除く)	240																																																												
温水シャワー 1回				100																																																												
観音寺ファミリーキャンプ場	テント	1回(24時間以内) 1張り当たり		1,500																																																												
				<p>豊浜町トレーニングセンター使用料</p> <p>団体</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>使用時間</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">柔道場</td> <td>3時間まで</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>上記時間を超え1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">剣道場</td> <td>3時間まで</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>上記時間を超え1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">一般</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1回</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>回数券12枚綴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>200</td> <td>1,000</td> <td>1,800</td> <td>2,500</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <th>区分</th> <th colspan="5">学生・生徒</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>1回</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>回数券12枚綴</th> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>100</td> <td>500</td> <td>900</td> <td>1,300</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分 ファミリー</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金</td> <td>1,500</td> <td>2,800</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用料		使用時間	料金	柔道場	3時間まで	2,000円	上記時間を超え1時間につき	500円	剣道場	3時間まで	1,500円	上記時間を超え1時間につき	500円	区分	一般					単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴	料金	200	1,000	1,800	2,500	2,000	区分	学生・生徒					単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴	料金	100	500	900	1,300	1,000	単位	1月	2月	3月	料金	1,500	2,800	4,100
区分	使用料																																																															
	使用時間	料金																																																														
柔道場	3時間まで	2,000円																																																														
	上記時間を超え1時間につき	500円																																																														
剣道場	3時間まで	1,500円																																																														
	上記時間を超え1時間につき	500円																																																														
区分	一般																																																															
単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴																																																											
料金	200	1,000	1,800	2,500	2,000																																																											
区分	学生・生徒																																																															
単位	1回	1月	2月	3月	回数券12枚綴																																																											
料金	100	500	900	1,300	1,000																																																											
単位	1月	2月	3月																																																													
料金	1,500	2,800	4,100																																																													



合併協定項目番号	14	合併協定項目名	使用料・手数料等の取扱いについて																																																																										
調整方針(案)	<p>1 使用料については、1市2町間で同一又は類似の施設に関する使用料は、新市の一体性の確保や住民負担の公平性の原則に配慮し、できる限り統一できるよう調整に努めるものとする。 ただし、差異が著しい又は施設の状況が異なるなどの事情により統一が困難なもの若しくは各市町独自の施設に関するものについては、当分の間、現行のとおりとし、新市においてそのあり方について引き続き調整する。</p> <p>2 手数料については、1市2町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一できるよう調整に努めるものとする。</p>																																																																												
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町																																																																										
その他		<p>大野原町交流センター使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 名称</th> <th>昼</th> <th>夜</th> <th>昼夜</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊室</td> <td>530 (200)</td> <td>530 (200)</td> <td>1,050 (400)</td> </tr> <tr> <td>和室A</td> <td>530 (200)</td> <td>530 (200)</td> <td>1,050 (400)</td> </tr> <tr> <td>和室B</td> <td>530 (200)</td> <td>530 (200)</td> <td>1,050 (400)</td> </tr> </tbody> </table> <p>大野原町花稻研修センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 名称</th> <th colspan="4">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>午前(午前9時~正午)</th> <th>午後(正午~午後5時)</th> <th>夜間(午後5時~午後10時)</th> <th>全日(午前9時~午後10時)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大会議室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>800円</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分 名称	昼	夜	昼夜	宿泊室	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)	和室A	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)	和室B	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)	区分 名称	使 用 料				午前(午前9時~正午)	午後(正午~午後5時)	夜間(午後5時~午後10時)	全日(午前9時~午後10時)	大会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円	小会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円	研修室	800円	1,000円	1,000円	2,000円	調理室	800円	1,000円	1,000円	2,000円	<p>ちょうさ会館入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大 人</td> <td>個 人</td> <td>1人</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>団 体 (20人以上)</td> <td>1人</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学 生</td> <td>個 人</td> <td>1人</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>団 体 (20人以上)</td> <td>1人</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">子 供</td> <td>個 人</td> <td>1人</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>団 体 (20人以上)</td> <td>1人</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作 業 室</td> <td>1人</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		単 位	金 額	大 人	個 人	1人	300円	団 体 (20人以上)	1人	250	学 生	個 人	1人	250	団 体 (20人以上)	1人	200	子 供	個 人	1人	150	団 体 (20人以上)	1人	100	作 業 室		1人	300
区分 名称	昼	夜	昼夜																																																																										
宿泊室	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)																																																																										
和室A	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)																																																																										
和室B	530 (200)	530 (200)	1,050 (400)																																																																										
区分 名称	使 用 料																																																																												
	午前(午前9時~正午)	午後(正午~午後5時)	夜間(午後5時~午後10時)	全日(午前9時~午後10時)																																																																									
大会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円																																																																									
小会議室	800円	1,000円	1,000円	2,000円																																																																									
研修室	800円	1,000円	1,000円	2,000円																																																																									
調理室	800円	1,000円	1,000円	2,000円																																																																									
区 分		単 位	金 額																																																																										
大 人	個 人	1人	300円																																																																										
	団 体 (20人以上)	1人	250																																																																										
学 生	個 人	1人	250																																																																										
	団 体 (20人以上)	1人	200																																																																										
子 供	個 人	1人	150																																																																										
	団 体 (20人以上)	1人	100																																																																										
作 業 室		1人	300																																																																										